

第141号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当業務等委託 一式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和7年12月9日

契約事務受任者 横浜市こども青少年局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当業務等委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領、業務説明資料による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所
横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、アの種目及びイの種目の細目に全て登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
ア 種目「350：その他の委託等」
イ 種目「345：事務・業務の委託」
細目「A:封入・封緘」、「F:コールセンター等」、「G:窓口案内業務」
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去10年の期間（平成27年度から令和6年度）において、下記の両条件を満たすこと。
ア 児童手当について、人口50万人以上を有する自治体において、児童手当に係る各種請求・届出の入力処理業務・コール対応業務の履行実績を有すること。（人口については、該当する契約を締結した時点の数とする）
イ 児童扶養手当または特別児童扶養手当について、自治体において各種請求・届出の入力業務及びコール対応業務の履行実績を有すること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認証または、国際規格「IS027001」を取得していること。

3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和7年12月18日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領のとおり
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
電子メールアドレス：kd-teate@city.yokohama.lg.jp
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係（みなとみらい21・クリーンセンター5階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問合せ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

電話 045(671)2186 (直通)

(5) 契約条項等に関する問合せ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課手当給付係 (みなとみらい21・クリーンセンター5階)

電話 045(671)3622 (直通)

4 提案書に必要な書類を示す場所等

本プロポーザルに係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から令和8年1月7日まで閲覧に供する。

5 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ (ビジネス>入札・契約) よりダウンロード可能。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和8年1月7日まで (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課手当給付係 (みなとみらい21・クリーンセンター5階)

電話 045(671)3622 (直通)

6 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和8年1月20日午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領のとおり

(3) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課手当給付係 (みなとみらい21・クリーンセンター5階)

7 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者

(8) ヒアリングに出席しなかった者

8 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング (横浜市へ提案についての説明及び質疑応答) を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価の上、行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務実施方針の妥当性・実現性

イ 業務実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績・経験等

ウ 提案者の業務実績等

エ その他、当該業務に対する意欲等

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 契約の条件

ア この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削減されたことにより、本市が契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。

イ この契約は、令和8年度横浜市各会計予算が令和8年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(4) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。

(5) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(6) 提出された提案書の取扱い
詳細は、提案書作成要領による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: Entrustment of donation management and consulting

(2) Deadline for the tender: 5:00p.m., 18 December, 2025 (Japan Standard Time)

*For details, see the description of the tender

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 20 January, 2026 (Japan Standard Time)

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(4) Contact point for the notice: Financial Resources Procurement Division, Policy Administration Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045 (671) 3622